

# 松戸市教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和8年3月定例会

開 会	令和8年3月11日(水) 午前10時	閉 会	令和8年3月11日(水) 午後1時58分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	中西 茂	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和8年3月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	学務課 補佐	原 有希也
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	〃 補佐	江川 裕子
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 管理主事	佐藤 隆徳
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 主任主事	安藤 裕貴子
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	学校財務課 課長	大場 慶育
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	〃 補佐	市江 伊知郎
7	〃 主査	竹田 順一	27	児童生徒課 課長	志村 雅人
8	〃 主任主事	齋藤 奈々	28	〃 補佐	日野 裕介
9	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	29	〃 補佐	西野 友浩
10	〃 補佐	大西 真	30		
11	〃 主査	須賀 博子	31		
12	図書館 館長	川嶋 英一	32		
13	〃 補佐	柿沼 範明	33		
14	〃 主査	福田 冴瑠	34		
15	社会教育課 課長	関根 嗣人	35		
16	〃 補佐	三田村 英俊	36		
17	〃 青少年会館 館長	越光 栄樹	37		
18	学務課 課長	南 進史	38		
19	〃 補佐	佐藤 毅	39		
20	〃 補佐	河本 亮	40		

## 令和8年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和8年3月11日（水） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和8年3月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第50号

松戸市指定文化財の指定について

(文化財保存活用課)

#### ② 議案第51号

松戸市指定文化財の指定について

(文化財保存活用課)

#### ③ 議案第52号

松戸市指定文化財の指定解除について

(文化財保存活用課)

#### ④ 議案第53号

「第2次松戸市子どもの読書活動推進計画」の策定について

(図書館)

#### ⑤ 議案第54号

「第二次松戸市社会教育計画」計画事業の見直しについて

(社会教育課)

#### ⑥ 議案第55号

松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

- ⑦ 議案第56号  
松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する  
訓令の制定について  
(学務課)
- ⑧ 議案第57号  
松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する  
規則の制定について  
(学務課)
- ⑨ 議案第58号  
松戸市立小中学校共同学校事務室の組織及び運営に関する  
規程の制定について  
(学務課)
- ⑩ 議案第59号  
松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について  
(学務課)
- ⑪ 議案第60号  
松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する  
訓令の制定について  
(学務課)
- ⑫ 議案第61号  
松戸市教育功労者の表彰について  
(学務課)

- ⑬ 報告第 5号  
臨時代理の報告について

(教育総務課)

- ⑭ 議案第62号  
令和7年度末松戸市立小中学校長の人事異動について

(学務課)

- ⑮ 議案第63号  
令和7年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について

(学務課)

- ⑯ 報告第 6号  
臨時代理の報告について

(学務課)

- ⑰ 報告第 7号  
臨時代理の報告について

(児童生徒課)

**教育長** それでは、初めに傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを認めますので、ご了承願います。

なお、これ以降の傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

#### ◎開 会

**教育長** では、ただいまから令和8年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を中西委員にお願いいたします。

---

#### ◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案14件、報告議案3件となっております。このうち、議案第62号及び議案第63号は人事に関する案件、報告第6号及び報告第7号は個人情報に関する案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第62号、議案第63号、報告第6号及び報告第7号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、これらの審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第62号、議案第63号、報告第6号及び報告第7号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、

議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議案第50号

**教育長職務代理者** 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第50号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

それでは、お願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** おはようございます。文化財保存活用課長の渡辺でございます。

議案第50号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

指定する文化財につきましては、大谷口大熊家文書でございます。

提案理由でございます。市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためでございます。

今回のこの文化財の指定につきましては、令和7年6月4日に開催された教育委員会会議におきまして、松戸市文化財審議会に諮問をいただいております。令和7年7月12日と令和8年2月3日に開催の文化財審議会で審議を行いまして、議案書2ページにありますとおり、2ページの1番、大熊家文書、指定の適否、適当と認められるとの答申をいただきました。

今回指定する文化財の具体的な内容につきましては、お手元、議案書の3ページから5ページの文化財調書のとおりでございますが、簡単に概要だけご説明をさせていただきます。

現在の大谷口付近の名主を務めた大熊家に残された、寛永14年、1637年から大正4年、1915年までの5,351点から成る近世・近代の文書群でございます。当文書群は、市域の多くを占めた旗本領の村政を知り得る上で、質量ともに最も充実しているだけでなく、長州征討従軍、女性の旅日記、小金牧関連の文書など、近世の農村文化を考える上でも貴重な素材を

提供する、地域の歴史を物語る貴重な実物資料となっております。

審議会委員からは、幕末の幕政との関わりも出てくる資料群で、村方の文化を知る上でも、非常に多様な観点から利用できる貴重な資料とのご意見をいただいております。

以上のことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、「松戸市指定文化財の指定について」お諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第50号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

今回、点数が5,351点と3ページの資料ではあるのですが、資料5ページの下段の、通し番号だと5,843となっていたので、この資料の通し番号との関連性の確認です。

**教育長職務代理者** 文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** こちら、添付しております資料の付番してある番号と点数というのとは関係ございません。

**山形委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** ほか、ございますか。

私から質問していいですか。

こちらの、員数というふうに書いて何点と点数が書いてあるんですけど、私、この員数というのがよく分かりませんで、どういうものなのか教えていただいてもいいですか。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** 正式にというとはあれですけども、資料の数といいますか、そういったものを員数という表現で、これは。

**教育長職務代理者** こういう呼び方をするんですか。

**文化財保存活用課長** そうですね。呼び方をして、調書を作成しております。

**教育長職務代理者** すみません、知識不足で。ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** 5,000点以上あると、本当にいろんな資料があって、以前にちょっとお話を聞いただけでも面白いような感じがします。例えば、5ページの草津温泉之図とか、あとペルリ来航のときの警備持場の図とかが出ていますが、草津温泉之図というのは恐らく誰かが旅行し

たときの記録だと思うんですけど、ペリーの来航の警備図が何でこの中にあるのかなと非常に不思議に思います。今回の大量の資料の中に、なぜこのような資料が入っているのかというようにも含めて、いろいろ見ていただいたんだと思うんですけども、非常に面白いので、これは公開というのはいまさらですか。まだこれから博物館での公開と。

**教育長職務代理者** 文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** 公開については、一昨年、令和6年の夏頃に大谷口村ということで企画展を展示しております。その中の展示資料でもございます。公開しております。

**伊藤委員** 今、前半で質問した、こういうところに入っている資料としては非常に面白いとか珍しいとか、そういったようなものは幾つかあるんですか。

**文化財保存活用課長** 一例でお話をさせていただきます。

今、伊藤委員がおっしゃっていただいたように、5ページの左下の上州草津温泉之図というところでは、1つ、大熊家に残された草津温泉の一覧図でございまして、貼り合わせた紙に印刷しているところです。これが旅のお土産なのか、事前の下調べに買ったのかというのは分からないんですが、画面中央には現在も残る湯畑が描かれております。右下には、草津温泉からの主要な宿場までの距離も描かれているといったところで、これは江戸時代のもので、貴重なものといったところで、我々、これからも調査も続けていくものでございます。

**伊藤委員** 分かりました。

ペリーの警備図というのは、何か分かっていますか。

**文化財保存活用課長** そちらについては、これから調査を掘り下げていくものでございますので、今、これから頂いた資料をどんどん掘り下げて調査していくものとなります。

**伊藤委員** 分かりました。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第51号

**教育長職務代理者** 次に、議案第51号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** よろしくをお願いいたします。

議案第51号「松戸市文化財の指定について」。指定する文化財につきましては、松戸神社、本殿・拝殿・手水舎でございます。

提案理由でございます。市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためでございます。

今回の文化財の指定は、先ほどと同様、昨年6月4日に開催された教育委員会会議で諮問をいただいております。同年7月12日そして本年2月3日開催の文化財審議会で審議をいただき、議案書7ページの2番のほうにございますとおり、適当と認められるという答申をいただいております。

今回指定する文化財の具体的なところにつきましては、議案書の8ページから15ページまで資料をつけさせていただいておりますが、概要についてご説明をいたします。

調書の8ページ辺りをご覧くださいと思いますが、本殿は、細部の様式から江戸時代中・後期の元文元年、1736年、焼失後に再建されたものでございまして、松戸市内では既に指定文化財となっております松龍寺の山門とともに、最古に属する遺構と考えられております。拝殿は、慶応3年、1867年再建の棟札が残されてございまして、内部は一室で、畳敷きの格天井でございます。天井板には龍や花木の絵が描かれております。棟札も同時に指定することとなります。手水舎は小規模ながら手の込んだもので、四方に四神を配しております。細部は幕末の手法を示していて、真ん中に置かれた水盤石には慶応3年の銘が刻まれております。水盤石とその隣に設置された石灯籠も同時に指定をいたします。

審議会の委員の方からは、今回、難しい読み方もあるので、ルビを振ってほしいというような意見も出ているところでございます。

以上のことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づきまして、「松戸市指定文化財の指定について」お諮りするものでございます。ご審議のほど、よろし

くお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第51号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

**和座委員** 少し教えていただきたいんですけども、このような有形の文化財ということで指定された場合ですけれども、この松戸神社は結構多くの方たちが、市民が、七五三だとか、私の家族も行ったことがありますけれども、そういうふうな形で利用しています。その中で、こういった形で非常に歴史的な価値があるということであれば、やっぱり市民に向かっても、それなりにしっかりとした形で広報しないといけないと思うんですけども、その辺りは、現地での何かそういったパネルだとか、あるいは市民に対する広報のことについて何か具体的なものはございますでしょうか。

**教育長職務代理者** 文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** ありがとうございます。

文化財の指定、今回ご審議いただいて可決された暁には、条例上は、まずは告示をして、その後、所有者に通知をするという流れを踏んだ後は、市のほうで、やはり所有者のほうにまず指定書を交付します。その後は、必要に応じて、広報まつどとかホームページとか、今度は周知のほうに入っていくという流れになってきます。説明板等々につきましては、基本的には将来的に設置していく考えでおるところはございます。

以上でございます。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第52号

**教育長職務代理者** 次に、議案第52号「松戸市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** 議案第52号「松戸市指定文化財の指定解除について」。指定を解除する文化財につきましては、東漸寺のシダレザクラでございます。

提案理由でございます。指定文化財が、指定文化財としての価値を著しく失ったためでございます。

今回の文化財の指定解除につきましても、先ほどと同様、昨年6月4日の教育委員会会議において諮問をいただいております。令和7年7月12日と令和8年2月3日開催の文化財審議会にて審議を行いまして、議案書17ページにありますとおり、指定解除の適否、適当と認められるとの答申をいただいております。

18ページをご覧ください。調書となります。

東漸寺のシダレザクラにつきましては、土壌改良を施し一旦樹勢は回復したものの、令和6年春には花も咲かなくなったため、所有者は樹齢が尽きたための枯死と判断し、供養を行い伐採したため、松戸市文化財の保護に関する条例第5条の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定解除についてお諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** 議案第52号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

かつて、ご覧になった方も多いかと思います。仕方ないこととはいえ、残念です。また、こういういい名木とかがどこかできちんと指定されていくといいなと思います。

他に、ご質問やご意見はございませんか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第52号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第53号

**教育長職務代理者** 次に、議案第53号「「第2次松戸市子どもの読書活動推進計画」の策定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

図書館長、お願いします。

**図書館長** 図書館長の川嶋でございます。

議案第53号「「第2次松戸市子どもの読書活動推進計画」の策定」につきましてご説明いたします。

初めに、本計画の策定に当たりましては、昨年12月の教育委員会会議において計画案の概要をご説明させていただくとともに、1月6日から2月5日にかけてパブリックコメントを実施いたす旨、ご報告させていただきました。

今回、改めてお示しいたしました計画案につきましては、パブリックコメントにおいてお寄せいただきましたご意見とともに、12月の教育委員会会議にて頂戴いたしましたご意見を踏まえ、必要な整理・修正等を行ったものでございます。

それでは、パブリックコメントの結果報告をいたします。お手元の資料、意見趣旨及び市の考え方をご覧ください。

パブリックコメントでは、8名の個人と1つの団体から、総数で56件のご意見をお寄せいただきました。いただいたご意見は、全体計画の考え方に関するもののほか、読書の定義や学校と図書館の連携、電子図書館の活用など、個別施策に対する具体的なお提案やご要望など多岐にわたる内容でございました。

2ページ目以降に掲載しております表の整理といたしましては、提出されたご意見とそれに対する市の考え方をお示しし、修正の有無にて有・無の区分で整理をしております。修正ありとしたご意見につきましては、計画本文の文言修正や具体的取組の追加を行いました。全体を通して計画の骨格に関わる大きな変更はなく、取組や評価指標の目的、趣旨がより適切に伝えられるよう補足したものが主となっております。修正なしとしたご意見につきまし

でも、内容が計画の考え方に既に含まれているもの、あるいは、今後の施策展開や個別事業の中で検討すべき視点のものであると受け止めております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第53号について、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

**中西委員** すみません、前に私がちょっと誤解をしたりした話だと思うんですけど、不読率の高校2年生10%という実績なんですけど、これはどういうふうに分析されているんですか。そもそも、かなり下がっているわけですか。

**教育長職務代理者** 不読率の算出方法ですか。

**中西委員** はい。こんなに下がっていたのでしたっけというふうに、今日がいったんですけど。

**教育長職務代理者** 図書館長、よろしくお願いいたします。

**図書館長** 高校生の不読率の算出方法なんですけれども、こちら、アンケートの結果によるものでございます。実施しましたアンケートの結果が、このような形となって出たものでございます。

**中西委員** それは事実をおっしゃっているだけで、どう分析されているかという話ではなくて、50が10になるというのはすごいことだと思いますし。ただ、その取り方が違っていたりするのかもしれないので、その辺はどう見ていらっしゃる。

**教育長職務代理者** 背景等の分析というようなことでしょうか。

図書館長、お願いします。

**図書館長** 分析といたしましては、こちら、子どもの読書習慣というものは、社会環境のほか学校や家庭など、いろんな原因で生じるものでございますので、図書館の取組だけで大きく改善するものではないというふうに思っておりますが、様々な取組によって本との出会いや読書機会を設けていくことで、少しずつでも改善できるのではないかとこのふうには考えております。

いずれにしても、こちらのほうを取り巻く環境、今、例えば高校生になりますと、やはり2年生という年代ですと、部活やその他課外活動などで読書をする機会が相対的に少なくなっているのかなというところは、現実として数字が表しておりますので、その機会を少しでも増やしていくのが図書館の使命ではないかというふうに考えております。

**中西委員** パブリックコメントでも何か読書の定義の話が出ていて、漫画とかは入らないとい

う定義、そこは一応徹底して聞いているアンケートなんですかね。

**教育長職務代理者** 図書館長。

**図書館長** 読書についての漫画の定義につきましてなんですけれども、今回、漫画、雑誌を除外しているという理由が分かりにくいというご意見は確かに受けておりますので、今回、漫画と雑誌を否定するものではなく、読書への入り口として有効であるものとして、計画本文に補足として記載いたしました。漫画の定義について、国や県との調査の統計比較の中で、うちのほうの考え方と若干そごがあったところがありますので、今回それに合わせていくといったところは、分析の中でしていったものでございます。

**教育長職務代理者** 合わせていくというのは、国のほうは現状どういうふうに出されているのでしょうか。

**図書館長** 申し訳ございません。今、手元に資料がありませんので、後で確認してご報告させていただきますという形でもよろしいでしょうか。

**教育長職務代理者** そこがはっきりしないと、今の話。

**中西委員** 要は、高校生が10%不読になったというのは、例えば電子の漫画とかも含めて答えている可能性はないのかなというのがちょっと気になったものですから。それで、この定義が悩ましいのはもう重々分かっています、例えば、いわゆる国際的な学力調査のPISAでもアンケートで、読書というのは紙の本だけじゃなくて電子的な文書を全て対象にして聞いているという定義が国際的にも、それがいいのかどうか分かりませんが、そういう定義があったりするのです、その辺のところは、アンケートを取るときにどういう定義なのかというのがすごく大事なかなと思って。それで、その10%のことが気になったというような、そういうことです。

**教育長職務代理者** その辺りに対して、図書館がどういうふうにこれから寄与していくかというようなことに関しては。

和座委員、どうぞ。

**和座委員** 今のお話なんですけども、小学校の6年生と中学校の3年生に関しては、もちろん低いことは低いですけど、今回それほど極端に落ちてはいないんですよ。高校2年生が50%だったのが現状値が10%ということで、かなりがっとな落ちてしまっているから、その部分について、やはりちょっとした、どういうふうな分析が必要なのかということも僕はやはりあると思います。

特に高校の2年生とかそういうところになれば、今、中西委員がおっしゃったようなこと

も含めて様々なことがあるので、調査の方法というのはやはりもう少し厳密に我々のほうに提示していただきたいし、それから、あと、実際にこの辺りの乖離がどうして起こっているのかということをもたまたもう少し分かりやすく説明していただければと思います。

**中西委員** この前、私は誤解したんですけど、不読率だから下がっていいんですよね。

**教育長職務代理者** そうです。

**中西委員** だから、落ちてしまっているんじゃないくて。下がっているんだけど、それが漫画とかそういうものを含めて高校生は答えているのか、それでも構わないかもしれませんが、そこのところははっきりしておいたほうがいいかなと。

**和座委員** そうです。不読率です。

**中西委員** なので、定義がどうなっているのかは追っていただくほうがいいのかな。

**図書館長** 承知いたしました。

**中西委員** よろしくお願ひします。

**図書館長** 追って、お示しさせていただきます。

**教育長職務代理者** ほか、いかがですか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

意見として、たくさんパブリックコメントで、現場で司書さんがとても参考になるようなことがたくさん書かれているように思います。中学生のPOPなど、子どもたちの意見をどんどん取り入れましょうなど、司書さんたちにとってすごく参考になる意見なので、ぜひ市民の方の意見をたくさん取り入れてください。市民の方のご意見ボックスみたいなすでにあるかもしれませんが、どんどん利用している方の声を活用し、ファンになっていただいて、その方がお友達だとかみんなを取り巻く環境をつくっていくような動きを、この資料からとても感じたので、ぜひそのような活用の仕方をよろしくお願ひします。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** 私はどうしても、読書手帳というのが非常に気になります。それで、子どもたちにとって読書手帳というのは結構面白いというか、好奇心を駆られるものなので、できれば整備したいなと思っていて、この間、浦安市に行ったら、向こうの図書館には全部読書手帳に記載する機械が置いてあって、利用されているということだったのに、松戸市は5館しかないということで、非常に残念に思っています。

今回の、パブリックコメントでは1人、読書手帳について意見を出されている方がいるん

ですが、これに対して図書館のほうでは、当初の案に読書手帳の利用を促進しますというふうに書いてあるのをやめて、読書履歴を活用して読んだ本を可視化できる環境を整えますと修正するというので、現に、今回頂いた資料にはそういうふうに訂正されています。

ちょっと気になるのは、読書手帳に記載する機械が置けないので、その代わりとして読書履歴を活用するとあるんですけど、読書手帳に記載せず読書履歴がどうやって分かるのかということと、あと、読んだ本を可視化できる環境を整えますというのは、何か最先端の技術を使って、これから何年かたって、そういうことができるようにしますということなのか。その辺のところはわからなくて、むしろ読書手帳のための機械を置けるように努力したほうが簡単なような気がするんです。

可視化して、読書履歴を活用するというのですが、そもそもどうやって活用するのか。あと、可視化する環境を整えるって、一体どういうことを考えておられるのか、その辺のことを教えていただければと思います。

**教育長職務代理者** 図書館長、お願いします。

**図書館長** 読書手帳の機械がなかなか置けないというのは前回お話しさせていただいたところなんですけれども、そういった環境もありまして、置けるところには置かせていただいているんですけれども、市内20館ある中で、そこは、主に使っているところ、あるなしというのでやはり差が生じてしまうということは1つ問題かなというふうに考えております。

今、私どものほうのシステムの中で、図書館のシステムの中でログインしてもらいまして、マイページというところがあります。そちらのほうを閲覧していただきますと、そちらのほうに今までの利用履歴が載るような形になっておりますので、ほかのところでも、よく購買履歴とかそういうのが出ていると思うんですけど、それと同じような形で見ることもできますので、それであれば全ての館で利用した履歴が分かりますので、それをもって公平性を担保しようかなというふうに思っているところです。

**伊藤委員** マイページというのは、図書館利用カードの中に入っているのですか。

**図書館長** そうですね。

**伊藤委員** じゃ、私も図書館利用カードを持っていれば、私のマイページもあるわけですね。

**図書館長** はい。ログインしていただいて。

**伊藤委員** そうすると、これまで借りた本が全部出てくるんですか。

**図書館長** すみません、うちは借りたものについて、自分で設定するような形になるようなんですけれども。

伊藤委員 設定しないとイケないわけですか。

図書館長 はい。

伊藤委員 もうワンクッションはあるんですね。

図書館長 もうワンクッションかかってしまうんですけども、申し訳ございません。そちらのほうも、今後自動化できるといいかなとは思うんですけども。

伊藤委員 そういうのをしていなければ、今、マイページを見ても分からないんですね。

図書館長 さすがに出ないというところがあります。ただ、今後そういったシステムの部分で、サブシステムで落とし込んでやるという部分、そういった機能もリリースされてまいりますので、そちらのほうは利便性の向上に向けてと。

伊藤委員 そうすると、子どもたちがそういう手続をやれば、自分が読んだ本も可視化というか、それが分かるわけですね。

図書館長 そうですね。コストとしては、それが一番早いかなというふうには。

伊藤委員 分かりました。

図書館長 コストと、実装としては早いかなと思います。

伊藤委員 ちなみに、読書手帳の目的というのは、そもそも導入された理由は何でしたか。

図書館長 ちょうど銀行の通帳のような形、ふだんお子さんたちが持たない大人の世界の部分ですので、それに背伸びして触れることによって読書への興味を持ってもらうというところが目的でした。

伊藤委員 そうですよ。それで書名が印刷されるんですね。

図書館長 はい、そうです。

伊藤委員 そうすると、それで子どもたちはもっと読む本を増やそうとか、もっと読みたいなというか、そういうことで、もっと通帳がいっぱいになるようなことまで考えれば、そういう発想が起きて読書につながると。

図書館長 そうですね。

伊藤委員 それで、たくさん読むと、ポイントで何かもらえとか、そういうのもあるんですか。

図書館長 残念ながら。

伊藤委員 それはないんですね。

教育長職務代理者 ないです。

伊藤委員 ちなみに、パブリックコメントで質問された方も聞いているんですが、子どもたち

の聞き取りというか、そういうのは何かされていますか。読書手帳というのは非常に面白いと評価されているのか、いや、そんなの面倒くさいから要らないよという子どもたちの反応なのか、その辺のところはいかがですか。

**図書館長** 読書手帳の利用者の方々には、おおむね好評というふうにはいただいておりますけれども。

**伊藤委員** じゃ、現に今数台あるので、それを使って楽しんでいる人がもういるということですね。

**図書館長** はい、そうですね。手帳があるところに通われているお子様たちは。

**伊藤委員** じゃ、本来一番いいのは、それが。

**図書館長** 増やせれば。

**伊藤委員** 増やせればいいんですよね。だから、もっと機械が小さくなったりして、置けるようになれば。

**図書館長** 確かに、裾野を広げるという効果においては有益なツールだと思います。

**伊藤委員** そうですよね。分館を含めて狭くて全く置けないところはそんなにないですよね。

そこをちょっと整理すれば、置けるところも幾つか出てくるんじゃないですか。そういう方向性というのはないんですか。

**図書館長** スペース的なもの、今ある機械が。

**伊藤委員** そんなに大きかったかな。

**図書館長** それこそATMぐらいの大きさがありますので。

**伊藤委員** じゃ、それがもうちょっと小さくなれば、また。

**図書館長** その可能性はあると思います。卓上プリンターぐらいのサイズになっていれば。

**伊藤委員** 子どもたちに人気があれば、できればそういうのをどんどん増やしていくようなことも全く諦めないでやっていただきたいなと思っています。

分かりました。ありがとうございました。すみません。

**教育長職務代理者** ほか。

和座委員。

**和座委員** ここの1ページにあるんですけども、ヤングアダルトの展示というのがあります。

児童書の展示。これ13回から目標は20回というふうには書いてあるんですけど、このヤングアダルトというのは具体的にどんなイメージで考えればよろしいのでしょうか。

**教育長職務代理者** 図書館長、お願いいたします。

**図書館長** ヤングアダルトの定義なんですけれども、主に中高生に当たる10代の子どもたちというふうに、別名としましてはティーンズコーナーというふうにも言われておりまして。

**和座委員** 何コーナー。

**図書館長** ティーンズコーナー。ティーンズ。主に、中高生を中心とした10代の子どもたち対象というふうなコーナーでございます。

**和座委員** その場合に、その中に、例えばいわゆる性教育の部分、そういったことも含めて何か入ってくるのでしょうか。そういうのはどうでしょう。

**図書館長** 入ってまいります。

**和座委員** 入ってまいりますか。

**図書館長** はい。

**和座委員** その中で、こちらのほうの計画案の意見内容と意見に対する市の考え方の中で、33番の方なんですけれども、ここじゃなかったかな。いわゆる包括的な性教育についての記述がたしかあったんですけど。ごめんなさい、9番目に出していただいた方です。包括的性教育の本もぜひ入れてもらいたいというようなことが書かれています。

実際、私も、いわゆる包括的性教育というか、要するに、僕たちの立場からいうと、今、若者の中で梅毒を含めたいろんな感染症がやっぱり増えてきているということもありますし、それから、あとやはり中絶だとか、それから若いうちに妊娠してしまうとか、様々な、ある意味では、それが場合によっては虐待につながることもあるわけなんですけれども、そういうような社会的な問題があるので、我々としてはやはり性教育の部分についても、そういったことも含めて、できるだけ早い時期に様々な形で進めていく必要があるというふうに考えているんですけども、これは私の私的な考えなんですけど、そちらのほうではどのような立場で、包括的性教育ということについて何か考えていらっしゃることはございますでしょうか。

**教育長職務代理者** 図書館長。

**図書館長** 包括的性教育といった部分なんですけれども、まず私どもといたしましても、子どもや若者が自分の体や心を理解して、自分を守りながら他者との関係性について学び、互いを尊重するという姿勢を育むということは、プライベートゾーンの考え方とも通じる重要な視点であるというふうには認識しております。

これらのことを踏まえまして、これらの出版物につきましては、出版点数や対象が限られているという課題もございますけれども、今後、日常の選書や資料整備の中で、引き続き意識的に収集・充実していきたいというふうには考えております。

**和座委員** ありがとうございます。

一般的な図書として様々なものがあると思いますけれども、例えば具体的に言えば、1つ、プライベートゾーンとかそういった部分に関して、漫画を使いながら非常に分かりやすく説明しているような本も出ているんですね。13歳までに言いたいことということで、山形委員が書かれた本、結構全国的にも売れていると思います、あれ。僕も読みましたけれども、非常に漫画で分かりやすいですね。やっぱりそういった包括的な性教育の部分についての本としては非常にいい本だとは思うんです。あと、ほかにも幾つかのいろんな本が出ていますし、そういうことはぜひこれから選定して、皆さんに読めるような環境をつくっていただければと思うんですが、山形委員、何かございますか。

**教育長職務代理者** 山形委員、どうぞ。

**山形委員** 包括的性教育に関わらず、ヤングアダルトコーナーに今必要な本というのは、精神的な、心理的な安全な本、人権感覚、境界線、全てこれは包括的性教育に含まれています。図書館の担当の方は重々お分かりだと思います。性教育の本は私もたくさん研究してきて、図書館じゃないと買えない本というのが結構あります。1冊3,000円ぐらいする本もあります。一般の10代の子がご家庭で買うような本ではない本がありますので、ぜひそういうものを取り入れてください。人権や科学というところで、目につきやすいような、手に取りづらいものもあります。そこをぜひ子どもたちが手に取りやすく、その辺は司書さんのほうがお詳しいと思いますので、ぜひお願いいたします。

あとは、性教育の本で何か質問があれば、いつでもお力になりたいと思います。お願いいたします。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** ちょっと補足をいいですか。

一応、性教育というのは、医学的な部分についての話だけではなくて、今山形委員がおっしゃったように、包括的という部分が入っていますけれども、これは、やはり人権とか相手の気持ちを考えると、もっと幅広い概念で。ここで僕が話すことじゃなくて、皆さんご存じだと思いますけれども、そういうふうなことを考えたときに、今後、私は日頃言っていますが、子どもの人権ということをベースに考えたときに、これは非常に重要なアプローチだと僕は思うんですね。このことが将来的に、性の暴力とか様々なことが社会的に問題になっていますけれども、そういうものを防いでいくような非常に素地になるというふうを考えます。我々医療従事者からすれば、やっぱり予防的な観点も非常に含まれているんですね。

先ほど言った中にさらに僕がプラスするとすれば、やはりセクシュアルインターコースの中で子宮頸がんのワクチンについての啓蒙、これなんかも、実際にあいつたところでウイルスが感染することで、子宮頸がんとなり、子どもさんができなくなってしまう、あるいは命を落としてしまうということが行われるわけですので、そういったことも含めて、多分こういった包括的性教育の中で、人権ということも含めながら様々なことが議論できると思います。

だから、非常にそういう意味でも重要な点なので、これからもこの部分の図書はぜひ充実させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**教育長職務代理者** ご意見ありがとうございます。

中西委員。

**中西委員** 長くなって申し訳ない。

パブリックコメントの19ページの番号でいうと30なんですけど、図書館を使った調べ学習コンクールとあるんですね。これ、実は私、昔、審査員をやっていたことがありました、読売新聞も関係しているものですから。これ、「検討してまいります。」というコメントなので、POPコンクールとの兼ね合いを踏まえてなので、どうなのか分かりませんが、千葉県内でもたしか袖ヶ浦市はかなり熱心になさっていると、十数年前の知識ですけど、聞いております。

今、いかに調べ学習ということが大事かということは、これまでも再三申し上げてきたところでもありますし、そういう認識はもう釈迦に説法かもしれませんが。このコンクールを機に、学校との連携も含めてやっぱり図書館の利用というのがすごく推進できるというのは認識として私は持っているので、ぜひ検討を、もう少しレベルの上げた形で考えていただければなど。計画をどうこうしろということではありませんけども、意見として申し上げておきたいと思います。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいでしょうか。

私から、意見だけ。

これは、図書館の立てつけじゃなくて読書活動の推進なので、ちょっと意見として申し上げたいんですけども、読書の中に漫画の立ち位置をどうするかという問題もあったんですが、それ以前の問題として、文字だけの、例えば小説であるとか、文献であるとか、そういった文字だけのものから理解する想像力というものと、絵と文字がある中での理解力みた

いなものに対して、どういうふうを考えて、どういうふうに提案していくのかということ、松戸市は言語活用科もやっていることですので、そういった観点からのこともちゃんと考えた研究会とか、そういった活動が入ってもいいんじゃないかなと思ってこれを見ていました。

読書というものの捉え方としての哲学みたいなものをきちんと市の中で共有していかないと、どういったものを蔵書することが正しいとか正しくないじゃなくて、どういう読解力とか想像力とか理解力を育てていくために蔵書をしているのかというような観点が抜けているなというふうには私に思いました。この点に関しては、ぜひ、理念でもいいですし、計画方針の中でもいいですし、今後入れるべきだなと思います。

それと、蔵書に関しては、所蔵庫の問題があるので云々というくだりがございましたけれども、この計画も今後5年にわたることですし、その中で、それを言い訳にしている時間軸はちょっと長いなというふうに思っております。そう考えたときに、これから先どうするのかという提案を、この計画とは別にやっぱり提案していく必要性があって、デジタルも含めて蔵書の在り方とか収蔵の在り方、それを提案する方法みたいなものを、やっぱり仕方がないではない方法を、現場サイドから提案していくということが非常に望まれるなというふうには私に思いました。

以上です。

教育長、お願いします。

**教育長** 厳しいご意見も含めて、ありがとうございます。

やっぱり図書館の在り方そのものも大きく時代とともに変わってきている。これは、私だけではなく皆さんもご認識の部分かなと思っています。今回は子どもの読書推進計画ですので、大切にしていきたいのは間違いなく基本理念、本を通じて子どもを育む松戸という部分なのかなと改めて感じました。

ただ、皆さんのご意見の中から、このデジタル的な部分をどう取り扱うかとか、図書館そのものの物理的な部分をどうするのかとか、実際の活動をどうするのかとか様々な視点でご意見をいただいていますので、非常に宿題が図書館にとっては大きいなというふうには思うのですけれども、それを改善する意味でも、ぜひ市長部局のほうにもいろいろと情報発信していかないといけないかなと改めて感じました。

申し訳ないのですが、今現状、松戸市が置かれている財政部分のところで、やりたいんだけれどもできていないという図書館の強い思いも、きっと、私もこれを見ていて感じましたので、またその辺は教育委員の皆さんにもぜひお力をいただきながら、前に進められる

ように頑張りたいなと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、これより議案第53号を採決いたします。

議案第53号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第54号

**教育長職務代理者** 次に、議案第54号「「第二次松戸市社会教育計画」計画事業の見直しについて」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 議案第54号「「第二次松戸市社会教育計画」計画事業の見直しについて」、パブリックコメント手続の実施結果についてご説明いたします。

お手元に配付のA4横資料、「第二次松戸市社会教育計画 計画事業の見直し(案)への意見内容と意見に対する市の考え方」をご覧ください。

本パブリックコメントは、令和8年1月5日月曜日から2月4日水曜日まで実施し、この間に8名の方から31件のご意見をお寄せいただきました。お寄せいただいたご意見は、社会教育に係る施策の進め方をはじめ文化財保護や図書館に関することなど様々なものがございました。表の整理といたしましては、提出されたご意見とそれに対する市の考え方をお示しし、一番右の修正の有無にて有・無の区分で整理しております。

ご意見を基に修正を行ったものは4件ございました。具体的には、計画に掲げた取組の事業内容の文言修正など、記載内容がより明確に伝わるよう補足したものが主であり、今回は8年間にわたる計画の3年目における中間見直しのため、計画の骨格や方向性に影響するような大きな修正はございませんでした。

また、修正なしとしたご意見につきましても、計画の考え方に含まれているもの、あるいは

は、今後の施策の展開や個別の事業の中で検討すべき視点として受け止めており、取組を進める上での参考とする考え方を示しております。

それから、2点目と3点目の資料になります。カラー刷りのものになります。こちらが今回のパブリックコメントのご意見を反映したものになっておりまして、厚いものが本編、薄いものが概要版となっておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと存じます。

今後の予定になりますが、市議会議員の皆様への説明といたしまして、ユーチューブ配信により説明を行いまして、4月1日の市ホームページ等による公表を予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 議案第54号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

5年計画の3年目ということで、また3年後に新たな計画案が立ち上がる中で織り込んでいくようなこともございますというお答えでよろしかったでしょうかね。

**社会教育課長** そうです。

**教育長職務代理者** いかがですか。

伊藤委員。

**伊藤委員** アンケートのペーパーの13ページで、それから社会教育計画の厚いほうの35ページにもあるんですが、私がちょっと気になるのは、アンケートのご意見にもあるんですけども、旧事業の35、仮称の生涯学習人材バンクが削除されて、事業の34、部活動の地域展開へと差し替えられています。部活動の地域展開というのはいろんな形で話題になっていますが、今回の社会教育計画の中では、私自身、生涯学習人材バンクというのはあまりよく分かっていなかったんですけども、それを部活動の地域展開へ、すなわち、事業35が事業34になりますということで明らかに差し替えになっているんですが、確かに、両者に共通するのは、そういう何かやりたいという登録をしている人をうまくやってもらうためのマッチングが非常に大事なわけですよ。

ですから、今までどういうふうにマッチングが行われていたのかどうか知りたいんですが、それとの絡みで、この部活動の地域展開に差し替えるということは、これは市長部局の合意も得ていることなのか。結構、部活動の地域展開というのは、協議会とか懇談会をつくって、これからいろんなところと協議していくというような、まだ初期の段階だというのは私も理解しているんですけども、ここでこういうふうに差し替えてしまうというほど踏み込んだところまで行っちゃっていいんでしょうか。ちょっとそれが気になるんですが。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 今、生涯学習人材バンクと部活動の地域展開ということでお話しいただきましたけれども、文化スポーツ部が2年前に創設されてから、この間、市長部局と教育委員会との連携という中で、文化スポーツ連携会議というのを庁内に立ち上げ横断的に検討しております。この中でも、さらに部活動の地域展開に関する分科会を立ち上げておりまして、定期的に文化スポーツ部、それから生涯学習部、学校教育部のそれぞれの課長相当職が集まって検討しているところなんです。

ただ、まだ皆様に部活動の地域展開について具体的にお示しできるような段階ではないんですけれども、検討を重ねる中におきまして、他市の参考事例では法人を立ち上げている事例とかもございまして、そのためには地域の中で指導できるような受皿となる人材の発掘が不可欠というところもあったので、今回の計画の見直しの中で取組の名前を部活動の地域展開を進めるということでさせていただいた次第でございます。

なので、庁内では教育委員会の中だけではなく、市長部局も交えて検討をしている結果でございます。

**伊藤委員** 分かりました。

それはよく分かったんですけれども、もし差し支えなければ、この生涯学習人材バンクというのは今まであったわけですね。これから差し替えるということで、それがなくなるといことなんですが、人材バンクには今までどれぐらいの人が登録をされているのか、一体どういった分野のどんな活動をしたいということで登録をしておられるのか、あるいは全体の数はどのぐらいだったのかというのを教えていただけますか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 生涯学習人材バンクの登録の数ということだと思いますが、まず、令和5年3月の計画策定の時には、その制度が実際はこの人材バンクという名称ではなくて検討中ということではあったのですが、現時点であるものとしては、私どもで所管する社会教育関係団体ですとか、主に市民自治課になりますが、市民活動団体、こういったものを紹介するまなびいネットというものがインターネット上で検索できるようになっております。

社会教育関係団体は三百数十団体あるんですけども、市民活動団体の数については今すぐこちらでお示しはできないんですけども、そういったものも含めて、市民の方が必要な情報、どういった活動をしているか、活動の拠点がどこにあるかとか、そういったことが情報として取り出せるような体制はございます。

ただ、それは生涯学習人材バンクという名前ではなくて、あくまでもまなびいネットというインターネット上の情報提供になっています。

**伊藤委員** じゃ、私の誤解ですか。それは、人材バンクに個人が登録しているわけではない。

**社会教育課長** 個人ではないですね。

**伊藤委員** 団体なんですか。

**社会教育課長** 今のところは社会教育関係団体ですとか、あとは、総合福祉会館のほうに市民活動サポートセンターがあって、あそこに登録してある市民活動団体になります。

**伊藤委員** じゃ、数としては数団体という感じですか。

**社会教育課長** 数団体ということはないと思います。社会教育関係団体だけでも三百以上あります。

**伊藤委員** じゃ、かなり多い団体。

**社会教育課長** 情報量としては結構あると思います。

**伊藤委員** ただ、実際に、じゃ、今度こういうところにこういう活動を何かやってくれませんかとか、あるいは。

**社会教育課長** 連絡先が入っておりますので、ご覧になって興味を持たれた方が連絡を取ることとは可能かと思えます。

**伊藤委員** じゃ、そういうことを実際に活動されていたわけですね。

**社会教育課長** はい。予算もついている事業です。

**伊藤委員** ただ、その当時は、あるいはその団体は、学校の部活動の云々とか、そういうのは必ずしも認識していなくて、一般の活動とか、そういったことでやっていた可能性があるわけですね。

**社会教育課長** そうですね。この計画の策定のときには、部活動の地域展開というのはまだございませんでしたので。

**伊藤委員** そうですよ。

ただ、今後は、それが部活動の地域展開にむしろ取れんしていくとか、そっちに移っていくという感じですか。

**社会教育課長** それは進めていかなければならないということで、庁内で検討しているところです。

**伊藤委員** それも1つのアイデアとしてあるわけですね。

**社会教育課長** はい。

**伊藤委員** じゃ、そういうことも含めて協議するのですね。分かりました。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** まさに伊藤委員の言われていることについて、僕も実は質問しようと思っていたんですね。

私、前に、実際にクリニックの中で患者さんと話している中で、65歳以上の定年を過ぎた方たちで、本当に自分が仕事としていろんなキャリアを持っていらっしゃるんです。確かに、いろんなキャリア持っていらっしゃる。そのキャリアを、本当にある意味ではもったいないんですけれども、なかなか生かせない。そういうときに、そういう人たちが例えば子どもたちに教える、あるいは自分の考えを話す、あるいは社会的な何か活動の中で今までやってきたいろんな様々なスキルを生かすというふうな意味で、僕のイメージとしては、生涯学習人材バンクというのは、そういったものと何かフィットするような形があったんです。

ここの中に、ところどころで社会教育士というのがちょっと出てきますよね。たしか、25番目だったと思うんですけども、あるいは幾つかのところに、社会教育士ということについてもっと広く知っていただいて、そういった方たちがどこにいらっしゃって、どういうふうな活動をできるのか、事業展開していただきたいというような意見が出ていました。

こういった社会教育士の方たちも含めて、あんまり団体だけじゃなくて、個人がしっかりと例えば登録されて、様々な形で社会の中で各自のそういった力が展開できるような、そういうイメージを僕は持っていたんです、この生涯学習人材バンクというのは。ところが、今、何かそれが部活動のところに収れんするということであれば、ちょっと違うのかなという感じがするんですね。そこはもちろん大切ですよ。だけど、もっと幅広い、部活だけじゃない、もっと様々な活動があると思うんです。

そういうことを含めて、今いらっしゃる社会の人たちが、社会人の中で本当にいろんなスキルを持っている人たちが、自分たちの、定年という日本にはそういうような制度があるからしようがないんですけれども、そういう中で制限されてしまっている人たちにもっと活躍していただく意味で、様々な、そしてまたニーズもあると思うので、ここに書かれているご意見というのは全く私も同感で、何かすり替えられてしまったら非常に残念ですね。

やっぱりそこら辺はしっかりと、今、伊藤委員がいろいろと今の現状について、そちらの状況について質問していただいて、僕も少し全体像がつかめてきたんですけども、私のイメージとはちょっと違うので、その辺りのことはいかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 教育長。

**教育長** 今話題になっている部活動の地域展開の部分は、もちろんそのとおりで、皆さんおっしゃるようにこれから展開していかなければいけないということなのですが。この計画に出ている、いわゆる生涯学習人材というような言い方をするのか、社会教育士という言い方をするのか、様々な言い方はもちろんあるのですが、これは全体を見ていただくとお分かりのとおり、部活のことだけを地域の人に何かやってもらいたいということではなくて、地域の方たちそれぞれが学びたいことに対しての支援をしますよ、それから家庭に対しての支援もしますよ、学校に対しての支援もしますよというふうに、全体像を言っているわけで、ピンポイントでこの部分だけを議論するのではなくて、多分、全体を見ると、皆さんが必要なニーズを、社会資本をどういうふうに改善していくとか、社会資本をいかに活用するかとか、人材的な部分も含めて、場所とか物とかお金とか、そういうものをいかに活用するかという計画になっています。

その中の事業の見直しの1つとして、今までは部活動に対する部分の文言がなかったということもあったので、あえてここに1つ、人材を部活動にも活用できますよという意味で入れているわけで、社会の、地域の人材を部活動だけに特化してやるということでは全くないというふうに。

**和座委員** 特化するということじゃないんですね。そういうことじゃないということですか。

**教育長** ですので、そういうご理解をしていただいたほうがよいのではないかなと思います。

**和座委員** そうですか。分かりました。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、何かよろしいですか。大丈夫ですか。何となく理解が。

**和座委員** だから、やはりそういう意味で、そのとおりだと思います。そういうふうにしてやっていただければ、それでいいです。もちろんそれも重要ですから、そこにもフォーカスを当てていただいているんですけども、全体的に。

その中で、先ほど、この在り方なんですけども、ちょっとそれだけ。脱線してしまって申し訳ないんですけど、センターの在り方としては、やっぱり社会教育士とか、そういうふうな資格を持った人たちもたくさんいますから、そういう人たちを含めて、様々な人たちをリクルートしていただきながら、今までのあるところよりもさらにもっと活発な議論ができて、様々な調節ができればいいなというふうに思われますが、いかがですか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 様々な関わりになるかどうかなんです。同じ計画書の35ページのところの、取組番号でいきますと一番上の33番のところ、市内小中学校のボランティア受入れというと

ころで、その地域の特性を生かして、学校と家庭、地域の連携・協働を進めるということで、こういったところでも、その地域で活躍されている人材の活用も含まれているのかなど、そういったところの認識もございますので、幅広くここは力のある市民の方々をつなげるような考え、仕組みを今後この計画を進める中で考えていきたいと思えます。

**和座委員** そうですね。

ちょっと経験を話させていただくと、何回も話すことですが、まちっこプロジェクトで、実際に子どもたちに何かシナリオを見せて、みんなで議論をする、そういったときに、子どもたちの意見をできるだけたくさん出させるために、いろんなメンバーに、医師会のメンバーだけじゃなくて、実はその中に、社会福祉協議会の方たちとか町内会の老人会の方たちとか、いろんな方たちに入ってきてもらいながら、みんなで子どもたちの周りに集まってわいわいがやがややるような、そういうふうなまちっこプロジェクトもあるんですね。

そのときは、やっぱりいろんな方たちが子どもたちの目を見ながらいろんなこと話していただいて、結構みんなで盛り上がるので、これは世代間を超えていろいろと話してて楽しいなと僕なんかは横で見ているんですよ。だから、そういうふうな形で子どもたちを支援する場合でも、様々な形での支援ができますから、そういうことも含めて、ぜひこういったものを活用していただければというふうに思えます。

以上です。すみません、長くなりました。

**教育長職務代理者 伊藤委員。**

**伊藤委員** 先ほどの若干補足みたいな感じなんですけども、生涯学習人材バンクが3年前にできたときの説明によると、社会教育団体や個人など、学びの成果を生かしたい市民をいろんな社会教育施設や学校ボランティア等にマッチングをするんだというような言い方をしておられるんですね。ですから、団体だけじゃなくて個人なども想定、念頭に置いて、そういう自分の習得した技術あるいは技能を、何であるかは分かりませんが、その成果をいろんな社会活動の場あるいは学校の場でも提供したいと。自分だけじゃ、どう提供していいのかわからないので、そのマッチングを協力してやりましょうということで作られたものだと思いますので、まさにこれから検討される学校の地域展開もそうですし、部活動の地域展開もそうですし、あるいはそれ以外の、先ほどからおっしゃっている、社会人がいろんな活動をするのに助けてもらう、協力をするというようなことにつながって。だから、学校だけじゃなくて社会全体で、まずは市民の皆さんにそういうことをやれる、そういうことで協力したいという人のグループを、団体もそうだし個人も含めてやろうということだと思います。

だから、一番大事なのはマッチングなんですよね。それをどう提供、マッチさせて活動させるかということが大事なので、それを市長部局あるいは教育委員会がやるとなると、非常に大変なんだろうと思うんですよ。本来の仕事しながら、マッチングをやるというのは、もしそういうのがどんどん出てくればとてもできないので、そういうことを考えれば、既存の組織、あるいは、場合によっては新たな組織をつくって、そこでマッチングをするということが、特に部活動の地域展開だけじゃなくて、社会人のいろんなことも一緒にやるとなれば、そう簡単にはできないので、やっぱりそういったところに委託をするというか、そういったものを新たにつくる、あるいはどこかにお願いをするようにしてやっていただくのがいいんじゃないのかなと思います。従って、そういった仕組みをどうつくるかということ念頭に、部活動だけじゃなくて、社会人の、あれもどういうふうにするかということもできれば今後議論して、できるだけ早くその成果を出していただけたらなと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。ご意見ということで大丈夫でしょうか。

**伊藤委員** 結構です、ご検討いただければと思います。

**和座委員** 同感です。

**教育長職務代理者** ご考慮いただければと思います。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

議案第54号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第55号

**教育長職務代理者** 次に、議案第55号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓

令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** 教育総務課長、三根です。よろしくをお願いいたします。

議案第55号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会が取り扱う公文書について、電磁的方法による文書の收受等について定めるほか、一般文書種別のさらなる明確化及び規定の整備を行うため提案するものでございます。

改正の内容といたしましては、電子メール等の電磁的方法を用いて文書が到着した場合の收受等についての規定を整備するもの、一般文書の種別について明確化するもの、そのほか、起案や軽微な文書の処理方法について規定するものがございます。

なお、市長部局の公文書管理規則及び公文書管理規程においても同様の改正がなされており、令和8年4月1日より施行予定です。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第55号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** すみません、簡単に。

23ページに、いろんな文書の種別が書いてあって、今回、往復文書とか庁内文書とか契約関係文書、議案、その他の一般文書と、五つに分類、区別されるみたいですがけれども、なぜこういうふうに五つに分けたのか。あるいは、これは一般の市民も知っていたほうがいいようなことなんでしょうか。あるいは、非常に内部的なことだけで、一般の人は別にこんなことは気にしないでいいよということなのか、その辺のところ分からないので。

**教育長職務代理者** 教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** こちら、市の規定に準じるものなのですが、今まで羅列されていたものを、行ったり来たりする往復の文書、庁内文書というふうに分類を内部的に規定で整備をしたものでございます。

**伊藤委員** 内部的な区分けであって。

**教育総務課長** 区分けです。

伊藤委員 市民にとってみれば、これは往復文書なのか一般庁内の文書なのかというのは、一々知らなくて構わない。

教育総務課長 そうですね。横でだったものが縦にきちっと分類されたということでございますので、市民には影響ございません。

伊藤委員 そういうものなんですね。

教育総務課長 はい。

伊藤委員 何か分けた理由があるんですか。

教育総務課長 市のほうに準じてやったものでございます

伊藤委員 市の規則に準じて。市のほうがこういうふうに分けているんですか。

教育総務課長 はい。私どもも合わせて。

伊藤委員 これ、教育委員会の公文書だから。

教育総務課長 はい。

伊藤委員 そうか、今までは違っていたわけですね。了解です。

それから、もう一つ、文書の保存とか管理については、別の何か規則があるのでしょうか。これには出ていないですよ。

教育総務課長 文書の保存等につきましては、この上に松戸市公文書管理規則というものがございまして、そちらで。

伊藤委員 それは松戸市のほう、教育委員会ではなくて。

教育総務課長 松戸市の公文書管理規則ですね。

伊藤委員 何で教育委員会で規則をつくらないのですか。

教育総務課長 これは、その下の教育委員会の規定でございまして、規則に基づいて規定を教育委員会で作っている。

伊藤委員 保存とか管理については、別に本体の市の管理規則に記載があればいいということですか。

教育総務課長 そうでございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。これより議案第55号を採決いたします。

議案第55号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第56号

**教育長職務代理者** 次に、議案第56号「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 学務課長、南です。

では、議案第56号「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

学校に通知される文書は、年々増加しているとともに電子データ等による通知文書も増えている状況でございます。教育委員会に下りてくる文書につきましては、現在そのほとんどが電子データになっております。市教育委員会の公文書取扱規程は、現状に対応したものになっていると考えておりますが、小中学校の文書取扱規程は、電子データ等に対応する内容になっていない状況でございます。そのため、文書の收受等について、電子データへの対応及び簡略化を図れるところについては簡略化を進めることを目的とし、基本的には市教育委員会の公文書取扱規程に準じて改正するものとなります。

資料28ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条の2ですが、文書主任の代理については、校内でより柔軟に人選を行えるようにするものでございます。

続いて、第2条、第7条、第7条の2につきましては、学校が電子データ等で受け取る文書の処理について、市教育委員会の公文書取扱規程に準じて改正するものとなります。

第10条につきましては、学校における文書の分類や保存年数について、これまで市長が定めるものとしておりましたものを教育委員会で定められるようにするものとなっております。

様式関係につきましては、第1号様式の受付印の大きさを定めていたものをなくします。

第2号様式につきましては、手書きで記入していた文書整理簿を削除いたしました。学校においては、教育委員会が別に定める文書整理簿に記録するという運用に変更するものです。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第56号について、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

**中西委員** そもそも文書主任というのは、どういう規定になっているんですか。誰がやるんですか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 文書主任の規定はないんですけれども、大体、学校においては教務主任と言われる人たちが、またそれに準ずる役職をしている者が行っているのが通例でございます。

**教育長職務代理者** 私からすみません。

4条の2のところの事務職員というところが職員というふうにならなくなって、今のご説明だと、ちょっと私はぴんとこなかったんですけれども、学校事務を担っている方がなさっていたものが、今のご説明だと管理職の教員ですよね。だから、どういうふうにとらえたいのでしょうか。

学務課長。

**学務課長** 文書主任は管理職ではなく一般教諭なんですけれども、通例、教務主任が行っているという説明を今させていただきました。改正前、その職員に事故があったときは、文書管理者は管理職ですけれども、あらかじめ文書管理者が指名したその学校の事務職員がその職務を代理するというところは、文書主任を事務職員が行うというところの文言でございますが、これを改正後は、文書主任に事故があるときは、あらかじめ文書管理者が指名した、事務職員に限らない職員がその職務を代理することができるようにしているものでございます。

**教育長職務代理者** 特に特定しないで、広げるというイメージですか。

**学務課長** そうですね。事務さんだけに、その役職を。

**教育長職務代理者** 代わっていただくというんじゃないで、どなたでもというイメージですか。

**学務課長** はい。そうすると、例えばの話ですけれども、文書主任の役職について学校事務職員がそこを担えるような状況になるだとか、そういったことができるようになりますという

ところです。ややこしくて申し訳ございません。

**教育長職務代理人** 私のほうの理解が進まなくて申し訳ない。

**教育長** 柔軟にやるということですね。

**教育長職務代理人** そうですね。確定しないというイメージで大丈夫ですね。ありがとうございます。  
います。

ほか、ございますか。よろしいですか。

もう一点いいですか。すみません。

29ページの7条の2の2ですか、「必要に応じ」という文言をプラスしているところで、すごく難しいだろうなというふうに感じているんですけども、速やかに、必要に応じ、出力しないでデジタル上に保存しておくことで対応するということですか。必ずしも出力するものではないというイメージ。

**学務課長** はい。

**教育長職務代理人** その保存期間ですよ。

**学務課長** 条文のほうに。これもさっきと同じです。この上に、その決まり。

**教育長職務代理人** それはあるんですね。

**学務課長** はい。文書規程です。

**教育長職務代理人** なるほど。分かりました。だったら大丈夫です。それがちょっと気になるところで、やっぱり直接保護者からとかも来るものが含まれてくるのかなというところで、ちょっと不安に思ったものですから。

**教育長職務代理人** 中西委員。

**中西委員** 29ページ、7条の2で、ファクシミリ装置という言葉がわざわざ今度入っているんですね。改正前から改正後で加えられているんですけど、ファクスは使うなというふうにもう文科省でも何か言っているわけで、それをあえてここで入れるというのは、どう考えればいいのでしょうか。

**教育長職務代理人** 学務課長。

**学務課長** こちらにつきましては、今、松戸市内ではファクシミリを使っているというところは現状ないんですけども、万が一ファクシミリで送られてきてしまったものがあつたときの対応ということで、掲載をあえてさせていただいたところです。

以上です。

**中西委員** 分かりました。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第56号を採決いたします。

議案第56号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第57号及び議案第58号

教育長職務代理者 次に、議案第57号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第58号「松戸市立小中学校共同学校事務室の組織及び運営に関する規程の制定について」を議題といたします。

本議案は相互に関係がございますので、一括した議題として審議いたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、議案第57号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

これは、共同学校事務室の設置について及び市教育委員会が学校に提出を求めている組織編制報告書の削除及び様式関係の改正を行うものでございます。

資料33ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第6条、共同学校事務室の設置について定めるものです。

共同学校事務室は、国において平成29年に制度化されているものでございます。松戸市においては、今年度の4月に県教育委員会から研究指定を受け、千葉県内においては初となる共同学校事務室の設置に向けた研究を始めてきた経緯がございます。現在、第三中学校を拠点に近隣の13校に所属する事務職員が集まり、共同で事務処理を行う実践を通して研究を進めているところでございます。研究を進めてきた中で、事務処理の効率化や適正化が図れること、事務職員の人材育成、また学校全体の業務改善にもつながっていくものであることと考えてございます。

このたびの規則改正により、令和8年4月から正式な設置とする予定としてございます。また、現在は第三中学校グループの1か所のみですが、令和9年4月には、市内全地区に5か所の共同学校事務室を設置する予定としております。

なお、運用等の詳細につきましては、この後の議題となる別の規程により定めてまいります。

続いて、第53条ですが、こちらは、第1項にある児童生徒数、学級数及び職員数を定期的に報告する組織編制報告書というものを削除するものでございます。

これまで市教育委員会のほうで報告を求めてきたものですが、これらの内容につきましては、組織編制報告書がなくとも学務課が定期的に把握できるものとなっており、現場の業務改善も考慮し、今回の規則改正を行うものであります。また、近隣市におきましても、数年前に同様の規則改正を行っているところもございます。

様式関係につきましては、第2号様式は卒業証書の割印の削除、第9号様式は先ほどご説明した組織編成報告書の削除、第26号様式は在学証明書について、児童生徒が転出する際、これまで松戸市では往復はがきを活用して相手校とのやり取りを行っていましたが、往復はがきを改め、現在主流になっているA4書類形式のものに様式変更するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第58号「松戸市立小中学校共同学校事務室の組織及び運営に関する規程の制定について」ご説明申し上げます。

この規程は、先ほどご説明した管理規則の第6条第4項に基づき、共同学校事務室の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

資料40ページをご覧ください。

第2条につきましては、組織について定め、それぞれの共同学校事務室に室長を置くことを明記してございます。

第3条では、市内複数の共同学校事務室を統括する統括室長について定めております。

第4条は、共同学校事務室で行う事務処理内容について、第5条は、室長や統括室長が持つ専決権について定めております。これは、今までは各種手当等の認定を各学校の校長が行っていたものを、共同学校事務室の室長や統括室長になる事務職員が認定できるようになるよう定めるものでございます。事務職員の専門的な視点で確認した上で認定することにより、これまで以上に適正な事務処理につながるものと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第57号及び議案第58号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** この共同学校事務室というのは、最初聞いたときは、何だか分からなかったんですが、前回と今日はその組織と運営に関する規程を聞いて大体分かりました。これは、千葉県では初めてとおっしゃいましたが、かなり画期的というか、非常に大きな変更になるのかなというふうに思います。少し実態が分かりにくいんですが、取りあえず、来年度から第三中学校に、近隣というか第三中学校の近くだと思うんですけど、全部で13校、全部中学校ですね。

**教育長職務代理者** いや。

**伊藤委員** 小学校も入っている。じゃ、中学校と小学校が両方入るわけですね。その13校が対象となる共同学校事務室をつくるということで、各学校から1人ずつ事務職員が出向するんですか。出向というか、出てくるとなると、少なくとも最低13名の職員が第三中学校の中に新たな部屋をもらって執務をするという理解でよろしいわけですね。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 今おっしゃられたような運用をするところでございます。1つのところに集まって。

**伊藤委員** 1つに集まってね。それで、どんなことをやるかということは40ページの規程に書いてあるということで、初めてなので、どの程度の事務を、この事務はそこがやるのかどうかとか、そういう若干グレーなものもあるのかもしれないので、そこは恐らく来年度、試行錯誤的にやっていくのかなと思います。

そうすると、各学校にとってみると、職員、教員を含めた事務の合理化というか、働き方改革につながるものだと理解していいわけですよ。逆に言うと、ここに集まった13名、あるいは、ほかの地域で今後5つぐらいできてくるので、そういう人たちは事務量というのはどういうふうに見ておられますか。やっぱり超過勤務しなきゃいけないほどの事務になるのか、あるいは、働き方改革の見本になるような、ちゃんとした平均的な、共同事務室で働く人たちはそういう普通の仕事量になると見ているのか。学務課のほうでも初めてだと思しますので、分かりにくいかもしれませんが、イメージとしてはどうでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** ありがとうございます。

今まさにそれを研究段階で、そうしたところも踏まえてというところなんですけど、目指

すところとしましては、事務処理を各学校でばらばらのいろんな事務を行うよりは、集まって、この部分に関してはまとめて私がやりますなんていうことで、そうすると合理化が図られてくるところもあるのかなというところで、目指すところについては業務改善、そうしたところに進めていくという目的はございます。

ただ、おっしゃるように、初めての試みでもあって、第三中学校にしても、今やっぴらっしゃる事務さんも初めてやっぴらっしゃるので、今狙いとしている合理化の部分がうまく流れているかどうかというところについては、まだ試行錯誤が必要なところかなと考えております。

**伊藤委員** 分かりました。うまくいくことを願っております。

取りあえず、以上です。

**教育長職務代理者** 中西委員。

**中西委員** 三中に13校集まるというその数字を聞いてちょっと驚いたんですけど、つまり、ほかの学校には事務職員さんは今日常的にいない状況になっているということですか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 集まったときにとのことですよ。

**中西委員** 集めて勤務するというイメージを、今のご説明だと、やり取りで聞いたんですけど、日常的にはそれぞれの学校にいるということですよ。

**学務課長** そうです。日常的にはおまして、そういう日を設定して、その日は共同学校事務室でやりましょうというところ、集まるということですよ。

**中西委員** そうですよね。だから、それがどの程度の頻度になるのか分からないんですけど、共同実施は随分前からやれやれという話があって、試行的にされているのは分かるんですが、個々の学校にいることのメリットももちろんあるはずなんですよ。効率化はもちろん大事なんですけど、一方で、その学校にいないと困ることはたくさんそれぞれであるわけで、その集まる頻度だとか、そういうところは現状でどうなっているんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 今年度、研究段階でやってきているところで、今のところ月に3から4回ぐらい集まりましょうというところで、おっしゃるように、各学校にいるというところの部分もメリットとして大事な部分もございますので、一応今のところはそのような頻度でということと考えてございます。

**中西委員** じゃ、週に1回ぐらいは、その日は職員さんがいない日ができる、ということ

ですか。

**学務課長** そうですね。各学校においては、三中に集まれば。いない日が出てしまうというところがある。

**中西委員** いない日、いない時間。つまり、丸一日いないという感じですか。

**学務課長** そこは業務の中身によってだと思うんですけども、最初に出勤して、それから出張のように出かけていくのか、直行して出かけるのかというのは、またそこは。

**中西委員** 現状では出張扱いになると。

**学務課長** 現状では出張扱いです。

**中西委員** それは、共同実施になると、やっぱり出張は出張なんですか。

**学務課長** 出張は出張です。

**中西委員** それは変わらない。

**学務課長** そのように考えております。

**中西委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** 教育長。

**教育長** ちょっとイメージを整理しますけど、現状、今話しているのは県費職員の事務職です。教員の福利厚生や出退勤、様々給与関係等の事務処理をしています。

ただ、中西委員さんがご心配のように、学校の事務室にその人たちがいなくなってしまうと、誰もいなくなってしまうんじゃないかという懸念もあるかもしれませんが、それは、市のほうでお願いしているようなスクールアシスタントさんですとか様々な職員で、例えば電話対応ですとか来客の接待ですとか、そういうことは多分みんなでカバーできるはずですよ。

そういう部分があったとしても、事務の効率化、効率だけではなく質の向上ですし、それから、事務職員さんもやっぱり大分若い人たちが増えています。正直申し上げて、まだ18歳というような方だっという方いらっしゃるわけですよ。そういうような方たちの人材育成も含めて、ベテランの事務員さんがいる学校だけがメリット感がある、若い人たちがいるところに不安がある、そういうことをやっぱりなくしていかなきゃいけないということですよ。それが事務の共同実施の大きなメリットですので、効率化だけではなくて、質の向上、人材育成、様々な視点で多分メリット感がある。

試行錯誤はしていますけれども、やるとなると、多分メリットのほうをしっかりと意識していかないといけないかなというふうには思っていますので、少し状況を見ながら、伊藤委員おっしゃったように、県でも先進的な取組ですので、その辺はバックアップする教育委員会

の体制も考えながら進めていかなきゃいけないかなと私は思っています。大いに期待しているところです。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。これからに期待したいところですね。

ほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 今のところで、セキュリティが気になってしまったところがあったので、学校の先生のお給料など、様々な個人情報を取り扱うようになると思います。学校から学校へ移動する中で、例えばPCを盗難に遭ったとか、何かそういうようなトラブルがあったとき、どうなるでしょうか。今は、USBは使っていらっしゃらないとは思いますが、そういうようなセキュリティに関して、県内初というところもあつたりしますので、今どういような感じでデータ管理のところはなっているのかというところだけ気になりました。

**教育長職務代理者** 学務課長。

**学務課長** ありがとうございます。

非常に重要な部分だとは我々も捉えておりまして、現段階では、紙の持ち出しはある状況でございます。パソコン、コンピューターに関しましては、県からもこの後支給があるというのを聞いているんですけども、データのやり取りについては、その中でできるような体制を考えていくべきだということで、今進めているところなんですけれども、まだ完成段階というところではお伝えできないんですが、今ご指摘のところは、非常に我々としても事故のないように制度設計してまいりたいと考えております。

**山形委員** お願いします。

移動してまとまって作業するの、すごくいいことのメリットを感じながらも、デメリットとしてはそのセキュリティだと思います。もう一つは、ほかの学校にほかの事務の方が出入りすることによる何かしら不具合みたいなことがないよう、そういうところのソフト面のケアみたいなのところも少し大切にしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

**学務課長** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第57号を採決いたします。

議案第57号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第57号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第58号を採決いたします。

議案第58号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第58号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第59号

**教育長職務代理者** 次に、議案第59号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 議案第59号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

今回の改正は大きく2点ございますが、1点目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことによる職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、令和7年10月1日に千葉県教育委員会が施行した子育て部分休暇の取扱いについての一部改正を受け、市で定める本規程を改正するものでございます。

2点目につきましては、研修に係る提出文書の様式変更を行うものです。

資料43ページからの新旧対照表をご覧ください。

第10条についてですが、こちらは子育て部分休暇の請求について規定を改定、新設するものでございます。

また、第10条の3についてですが、こちらは育児休業に関わる部分休業の請求についての規定を改定、新設するものでございます。

これらの内容につきましては、これまで1日につき2時間の範囲内で取得可能であった部分休業及び子育て部分休暇を、第1号部分休業、第1号子育て部分休暇と定めるとともに、

新たに1年につき10日相当の範囲内で取得可能な形態を第2号部分休業、第2号子育て部分休暇として加えるものでございます。必要に応じて職員は第1号のもので申請するか、第2号で申請するか選択することとなります。

様式関係につきましては、部分休業及び子育て部分休暇の新たな運用に合わせた様式の新設となります。

なお、資料47ページの研修計画書、第6号様式の2については、松戸市立学校職員服務規程第9条に定める研修に係る必要書類であり、こちらは条文の変更はございませんが、様式変更を行いましたので、併せて提出してございます。

なお、変更箇所については、提出日を各研修日の欄に書き入れるようにいたしましたところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第59号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 確認で、1日2時間の部分休業の年齢って、子どもが何歳までかという点。そして、お給料は出ない形の理解でよかったですでしょうか。この2点、質問です。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 1日2時間ということにおいては、0歳から9歳になる年度末ということですが。

**山形委員** あと、お給料について教えてください。

**学務課長** 0歳から3歳になるまでの年に関しましては有給なんですけれども、3歳以降の子がいる方においては、お休みした分は無給と。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、ございますか。

山形委員。

**山形委員** 意見というか感想というか、一言だけ言わせてください。

子育て支援センターにいと、学校の先生で育児休暇を取られているお母様たちにたくさんお会いします。現場に復帰をしたいんだけど、なかなかやはり難しいと皆様お話ししてくれます。自分の子育てもしながらで難しいとおっしゃる方が多いのですが、例えば担任を持つとなると、どれだけ忙しくなるかとか分かっていらっしゃってはいるところもあったり、

難しい部分はあるかと思いますが、3歳までお給料もサポートされるとか、あと2時間の有給の使い方とかが、現場レベルでどう活用されるか難しいかもしれないです。けれども、戻りたいけど戻れないと悩んでいるたくさんの方がいるということだけ、現場の声として残させてください。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第59号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第60号

**教育長職務代理者** 次に、議案第60号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

**学務課長** それでは、議案第60号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明させていただきます。

資料68ページをご覧ください。

初めに、提案理由としましては、市内小中学校における知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う通学区域及び規定にない新住所等の通学区域を定めるため、提案させていただくものでございます。

資料75ページをご覧ください。

令和8年1月19日に開催しました松戸市学区審議会にて当該案件を諮問し、答申をいただきましたのでご説明いたします。

資料77ページをご覧ください。

2、諮問事項の（1）のアにつきましては、令和8年度より知的障害特別支援学級を高木小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、松ヶ丘小学校、和名ヶ谷小学校、小金北中学校の6校に新設開設をすることについて、また、同じく（1）のイにつきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級を横須賀小学校と古ヶ崎中学校に新たに開設することについて記載してございます。

これらの8校の新規開設に伴い、通学区域を変更することについて諮問いたしました。

資料83ページをご覧ください。

続きまして、（2）につきましては、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程において、新住所地などで記載がなく、通学区域の設定がない当該番地について、新たに通学区域の設定を行い、規程に追加するなどの規程の改正を行うことについて諮問いたしました。

5の答申内容でございますが、当該諮問事項につきまして、学区審議会における審議の結果、諮問事項どおり承認する旨の答申をいただきました。

この答申結果に伴い、今回、当該通学区域の変更を行いたく、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正することについて提案させていただくものでございます。

なお、当該規程の一部改正案は、資料の68ページから74ページに記載のとおりでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第60号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

以前にご審議いただいた上での答申ということでございますので、何か答申についてご質問があればということだと思っております。よろしいでしょうか。

（発言の声なし）

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

議案第60号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第60号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第61号

**教育長職務代理者** 次に、議案第61号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 議案第61号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

これは、松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり学校職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で、他の模範とするに足りる者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うということに基づき表彰するものでございます。

本年度末、対象者につきましては資料86ページに名簿を添付してございます。3名とも校長として松戸市の教育の振興発展に努め、その功績が顕著であると判断し、松戸市教育委員会表彰規則第2条の表彰基準にのっとり、表彰状を贈呈するものでございます。3名の校長先生方のそれぞれの功績等につきましては、資料87ページからの推薦調書に記載してございますので、そちらをご確認いただければと思います。

なお、令和5年度から導入された定年延長に伴い、教育功労者表彰を授与する年度について、校長職を辞する年度、役職定年を含むに変えていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第61号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

1点、この用紙、ずっと一緒だと思うんですけども、現住所の記載があることは必要だろうかということに疑問を感じるということと、記念品の有無のところでありというのは、今年も恐らく賞状の筒でしょうか。だとすると、それはもう記載は要らないのではないかというふうに感じているところではございまして、誤解を招かない意味でも、なしでよろしいのではないかというふうに想像しますが、いかがでしょうか。ご意見だけいただければと思います。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 現状、住所の記載があることにおきましては、松戸市教育委員会表彰規則第7条に

より、教育功労者表彰名簿を整備する必要があり、その名簿に記載するということがあるためでございますが、いただいたご意見と併せて、今後変更の余地がないかというところで検討してまいりたいと思います。

記念品のところ、申し訳ございません。

記念品は筒だけじゃないところがございまして、一応その旨というところで記載してございますが、これについても検討の余地はあると思いますので、ご意見を参考に、この後検討してまいりたいと思います。

**教育長職務代理者** 名簿を作るということに必要だということは理解させていただきました。

以前に質問させていただいたときに、記念品に関しては筒ですと言われたときに、ちょっとびっくりしたという経緯がありまして。逆に言うと、そうでないものがあるならば、恐らく筒は必要不可欠で記念品ではないので、やっぱりきちんとしたほうがいいかなと思います。ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

**学務課長** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** 表彰の規則となりますと、学務課だけではなくて表彰の市教育委員会全体ということで、今、様式がこのように定まっておりますので、今のところは規則を変えないと抜けないという状況で、また今後を検討させていただきたいと思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決いたします。

議案第61号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第61号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎報告第5号

**教育長職務代理者** 次に、「臨時代理の報告について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** それでは、報告第5号「臨時代理の報告について」ご説明いたします。

90ページをお願いいたします。

本件は、令和8年2月20日付、松戸市議会議長より、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案に対する意見聴取について、同意した旨の回答をしたものの報告でございます。

回答に当たりましては、回答期限までに教育委員会議を招集する時間的余裕がなく、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により臨時代理を行いましたことから、同規則第4条第3号の規定により報告させていただくものです。

91ページをお願いいたします。

こちらが、今申し上げました臨時代理書でございます。

回答内容につきましては、92ページをご覧ください。

こちら、本年1月14日に開催されました教育委員会議での議論を踏まえまして、市長へ同意した旨、回答したものと同様に、令和8年2月25日付をもって、松戸市議会議長からの意見聴取に対し、同意する旨の回答を行いました。

93ページから100ページにつきましては、松戸市議会議長からの照会文となっております。

ご報告は以上です。

**教育長職務代理者** 報告第5号については、ただいまの説明のとおりです。

ご意見、ご質問等はございますか。

教育長。

**教育長** では、臨時代理をした者としてご報告いたしますけれども、今、担当課長より説明があったとおり、前回、皆さんにご審議いただいた市長に対する事務委任の件と全く同じ内容でございまして、議会の進行上、議長から意見聴取をいただきましたので、その旨、回答をしたものでございますので、どうぞご理解ください。よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これもちまして質疑及び討論を終結といたします。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局よりご報告はございますか。

学校財務課長、よろしくお願ひします。

**学校財務課長** 松戸市学校情報セキュリティポリシーの策定について、ご報告いたします。

情報セキュリティポリシーとは、組織の保有する情報資産を漏えい、改ざん、破壊、不正アクセスといった脅威から守るための包括的な方針だとか行動指針、ルールを定めたものでございます。基本方針、対策基準、実施手順の3層で構成され、組織全体のセキュリティレベルを均一に保ち、リスクを低減いたします。

これまでは、お配りした資料の体系図の青色の部分の情報セキュリティ対策基準を基に、市長部局や教育委員会及び学校における情報セキュリティの確保を図ってまいりました。しかしながら、この対策基準は行政事務を対象として作成されたものであり、学校の教育現場にそのまま適さない部分や不足している部分がありました。文科省からも教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものが示され、学校現場に即したセキュリティポリシーの策定が求められていることから、このたび、資料のピンク色の部分の学校情報セキュリティ対策基準を策定いたしました。

現在、具体的な手順等をまとめたマニュアルである実施手順を各学校にて今作成中でございます。令和8年4月1日から学校情報セキュリティポリシーが施行されます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何か特にご質問等はないですか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 委員の皆様からのご報告は何かございますか。よろしいでしょうか。

伊藤委員から。

**伊藤委員** 伊藤です。

1枚資料をお配りしてございますが、これもたしか前回も若干触れたかもしれませんが、今年度の市町村教育委員会の研究協議会というのが東京でございましたので、それに参加して、6名ぐらいのグループに分かれてそれぞれ議論をした内容になっています。

1つは、部活動改革と地域スポーツ環境の整備。それからもう1つは、公立小・中学校の適正規模・適正配置ということで、その括弧内に書いてある市の教育長か教育委員の方が参加しました。

それで、部活動改革と地域スポーツ環境の整備は、部活動の地域展開ということで、各都市が既に取り組み始めているもので、柏市などは、ここでも議論されましたが、外郭団体のような柏スポーツ文化推進協会（KSCA）というのを数年前からつくって、そこが希望する学生をそれぞれの地域クラブのいろんな団体に紹介して派遣をしているということでした。もちろん有料の制度なんですけれども、今のところそんなに大きな規模の活動ではなくて、幾つか限られた種目だけですが、一応機能しているということで、この柏市の取組が、参加する都市も結構関心を持ったということです。そのほかの都市についても、既にいろいろ取組を始めており、松戸市の対応は少し遅れているなというのをちょっと感じた次第です。

それから、小中学校の適正規模・適正配置では、各自治体がそれぞれ人口の増減等いろいろあって、対応にかなり苦慮している様子がありました。文科省が、いわゆる標準規模というか、適正な規模の学校サイズを明らかにしていて、公立小・中学校は12から18学級が標準規模だということでしたが、約半数近くがそういう標準規模を下回っているというような文科省からの発言がありました。それについてどう対応するか、学校を閉鎖するのか、あるいは統合するのかなどか、そういった判断は全て自治体が行うべきであり、標準規模を下回っているから即何かをやらなきゃいけないとか、そういったことではないということは改めて話がありました。

つくば市なんかは、一時どっと人口が増えたので学校を増設したんですけども、今は減っている地域もあるので、いろいろ悩ましいところがあるんだとか、いろんな都市の取組の説明がありました。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

---

◎議案第62号・議案第63号・報告第6号・報告第7号

**教育長** 審議が非常に長時間に及んでおりますので、ここで一度休憩を取りたいというふうに思います。

再開後は、議案第62号「令和7年度末松戸市立小中学校長の人事異動について」、議案第63号「令和7年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、報告第6号「臨時代理の報告について」、報告第7号「臨時代理の報告について」を議題といたしたいと思います。

これからの審議につきましては、会議冒頭でお諮りしましたとおり、秘密会となります。

松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員と傍聴の方は入室ができませんので、休憩後の会議についてはご承知おきください。

この後、休憩後、秘密会といたします会議に出席いただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、学務課長、学務課長補佐、児童生徒課長、児童生徒課長補佐となります。

秘密会に出席する職員につきましては、議案ごとに入れ替えとなりますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議を一旦休憩とし、再開は午後1時ということで、45分の休憩となりますが、短いですが、どうぞよろしくお願いたします。

以上で一旦休憩といたします。よろしくお願いたします。

---

(以後、秘密会)

---

**教育長職務代理者** 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員及び傍聴人入室)

---

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

秘密会にて、議案第62号及び議案第63号は原案どおり決定、報告第6号及び報告第7号は

承認されたことを報告いたします。

本日、予定していた議題は以上です。

議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** 本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和8年4月8日の水曜日、午前10時より教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないようですので、次回、令和8年4月定例教育委員会会議は、令和8年4月8日水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** それでは、以上をもちまして、令和8年3月定例教育委員会会議を閉会といたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後1時58分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員